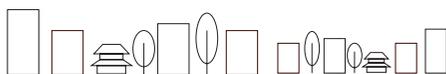




No.65

2025年 新年号



編集・発行 埼玉自治体問題研究所

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県職気付)

TEL&FAX 048-822-9272 info@saitama-jitiken.com

施設の名称が変われば建物の看板も変えられてしまう



上尾市は写真の2施設を含め4施設にネーミングライツ(Naming Rights、以下、NR)事業を行っている。上尾市民球場↓UDトラックス上尾スタジアム↓年額300万円、上尾市文化センター↓あげお富士住建ホール↓同110万円、上尾市コミュニティセンター↓三井金属あげおコミュニティセンター↓同50万円、上尾市平塚サッカー場↓ライフコミュニティセンター上尾サッカーグラウンド↓同30万円：来年度は、市民体育館、他2施設に加え都市計画道路の5路線もNRを行うそうだ。同様の動きは全国的に拡がり、施設目的から様々な反応があるが、我がまちの施設や道路に営利企業の命名が提案された際の(されている例も含め)心構えが必要になっている。

上尾市での見直し論は、①名称から「公の施設」「市民の財産」が伝わらない。②利用者は市の施設か否か判別困難(特に市外からは誤解)。催しの案内文書への表記に混乱等で不便。③市民意見が反映されていないなどがある。一方、推進論は、①財政収入が増えてよかった、②企業とのウイン・ウインの関係に役立っているなどである。

市は、①NR実施要綱を定めて行っており公正。②NR事業審議会に諮って意見聴取している。③

信用失墜の場合は契約解除する。④命名基準を定めた上で企業が申し込み易くしている、などと見直しを拒否した。

法律論：地方自治法244条は公の施設の設置目的は住民福祉の増進とし、「利用を拒む」ことや「差別」を禁止している。では、命名企業と対抗事情の市民の内心も含めた利用権の保障はどうなる。また、公の施設の設置は名称含め条例事項。議会、市民の関与拒否は軽視に相当。

手続き論：市は要綱によると言うが、内容は市長に権限集中。議会、市民の関与軽視は住民自治の逸脱ではないか。

契約論：信用失墜事態発生の際に、解約の具体基準は不明確。訴訟を理由に解約不能事態も。

実体論：「企業が申し込み易くした」では市民目線から乖離が心配。市民感覚ないがしろではないか。

財政論：特定企業依存・関与がもたらす弊害への配慮欠如。地方財政確立の本筋とは無縁の施策。

本質論：経済至上、拝金主義蔓延の社会で、平等な地域共同への参加や、公共の矜持を培うべき行政が自らの役割の墓掘りをするこにならないか。

2024年新年号(65号)の紹介

- 21世紀の新たな四半世紀を迎える2025年を平和と前進の起点に(理事長 新年ご挨拶)..... 2
- 特集 能登半島地震1年から学ぶ(細野浩一、福重晴義 理事)..... 4
- 注目の動き(1)公民館と指定地域共同活動団体(2)自治体DX見極め..... 10
- 事務局案内 耳寄りな話p12 25フォーラム案内p15 おすすめの1冊..... 16



21世紀の新たな四半世紀を迎える 2025年を平和と前進の起点に

埼玉自治体問題研究所理事長 平野方紹

2025年を迎え、21世紀も最初の四半世紀が過ぎることとなりました。仏教では釈迦入滅後2000年を経ると「末法の世」になり、世が乱れると言われていました。わ

が国では、丁度平安時代末期から末法の世になるとされ、事実政治は乱れ、武力で争う時代に入ります。

(仏教思想をキリスト教に当てはめるのも変ですが)2020年代はキリストが30歳程で昇天してから2000年となり、やはり「末法の世」を迎えるのか、新型コロナウイルスパンデミック、ウクライナやガザなどの戦乱、多くの国が政権交代や政情不安となるなど騒乱の日々が続いています。

また、能登半島の二重被災に代表される天災も相次ぎ、多くの人々が願う穏やかな日々が揺らぐことが少なくありませんでした。

そんな中、戦後80年(それは原爆投下から80年でもある)を前に、核兵器のない平和な世界を希求してきた日本原水爆被爆者団体協議会(被団協)が、2024年12月に、ノーベル平和賞を受賞したことは、その実現への願いが人類共通の想いであることの灯明となったと言えます。闇が深ければ深いほど、ささやかな灯火でも輝きを増し、照らし出す光はかけがえないものとなります。新たに迎える年が、平和で穏やか

な世界に向かう起点の年となるよう、被団協の受賞に示された世界の良識に確信を持つ

て、みなさんと歩みを進めたいと思います。

地方自治の根幹が揺らいでいる

当たり前前の民主主義を取り戻そう

2024年の地方自治を回顧すると見過ごせない事態が生じました。7月の都知事選挙では、野党女性候補者への偏見に満ちた攻撃、選挙を逸脱した営利目的での選挙ポスター掲示、意図的なSNS操作による世論誘導など選挙の公平性・公正性が大きく揺らぐこととなりました。そして現職知事のパワハラによる不

信任での失職に伴う11月の兵庫県知事選挙でも、公職選挙法違反が疑われる選挙活動、SNSでの情報操作、無節操な選挙攪乱、恫喝などおおよそ良識を疑う事態が繰り返しられました(しかもマスコミはこうした愚行に口を閉ざしたまま……)。

直接民主主義を基本として、「民主主義の学校」と言



日本平和委員会

混乱の中で政策を見誤らないために期待される研究所の役割

われる地方自治において、民意を正しく反映させるための選挙が歪められ、公平・公正が損なわれることは深刻な危機的状況です。

12月の東京都国立市長選挙では、政策を掲げ、市民とともに活動を推進する候補が、自公・維新推薦の現職を破っ

選挙と言えば10月の衆議院総選挙で、自公1強体制が瓦

て当選したように、まっとうな選挙が行われれば地方自治を民主的に推進することができます。

当たり前前の民主主義を取り戻すためにも、公平で公正な選挙の実施が重要になっていきます。

解し、与党過半数割れとなつたことも重大でした。「裏金問題」で露呈した腐敗した政治に、これまでいろいろあつても、やはり自民党、な

がなんでも公明党という「岩盤」支持が崩れたことがその根底にあります。誰が考えても「不正」に開き直る自公与党（加えて軸がブレまくった石破首相にも）に国民がNOを突きつけたのは当然です。数に奢って慢心した与党は、これまでのような強行

的な国会運営ができなくなりました。

こうした流動的な状況が生じると、わけのわからない「見栄えのよいもの」が横行するのが歴史の常です。80年前敗戦直後には新興宗教が乱立しましたし、1980年代に高度経済成長が破綻し、経済神話が崩壊すると空前のオカルトブームとなったことはその例です（ノストラダムスの大予言では1999年に人類は大魔王により滅亡させられるはずでしたが……）。

今回の選挙後も「見栄え」を争うような「目玉政策」をめぐって政党間で議論が展開されていますが、その「目玉政策」が本当に国民の生活向上に寄与するのか、地方自治や民主主義を前進させるものなのかをしっかりと見据えながら、事態を打開する真の政策を見極めなければ、判断を誤り、却って事態を悪化させることとなります。

捉えた分析と、国民本位・住民本位の政策の検討と推進が必要で
民主的
地方自治の推進を掲げる研究所の役割はここにあると言っても過言ではありません。
国民がこの国の主人公として、住民が自治体の主人公として国や自治体のあり方をきちんと考えるためにも研究所の活動のより一層の拡がりと思っております。
みなさんとともに、この期待にこたえるべく2025年に船出しましょう。



進まぬ復興の背景、暮らし・地域再生の課題とは

『住民と自治1月』特集から学び、埼玉の災害対応に活かそう

今月の「住民と自治」では、自治体問題研究所（全国研）と自治労連共催のシンポから、能登地震の被災実態と復興支援策等の現状が特集されています。

中山徹全国研理事長の、①復興に向けた全般的な動きと課題に始まり、②地域経済再生の現状、③なりわい再建支援補助金の実態、④原発事故に至った際の避難計画と立地の検証、⑤自らも被災者の自治体職員の状況、⑥避難・

移動の困難増幅の教訓、⑦集落・共同体の存続の課題、⑧心が折れない集落支援の具体策、等々が語られています。

石川県の「地域防災計画」の、58倍の死者、12倍の避難者、50倍の全壊家屋の実態は、首都直下型地震発生が予測されているもとで、埼玉県・各市町村の防災計画の再確認、復興時の支援策の見直しが必要ではないでしょうか。

埼玉研究所でも、現地支援を経験し

た2人の理事から、前記の8テーマとは別角度から埼玉での被災対応の課題として、①障害者をめぐる課題、②復興時の資料確保に向けた埼玉土建の具体的な提案の動きを報告してもらいました。

本紙の8つの報告と合わせて自治体の災害時対応を住民の視点から再考してみませんか。

障害のある人の被災地支援で見えてきたこと

研究所理事（きょうされん埼玉支部・副支部長）

細野浩一



きょうされんは、1977年に障害のある人の働く場、共同作業所づくりの運動から結成され、国、地方自治体の

施策、制度の拡充を求め運動してきた。1995年の阪神・淡路大震災では、多くの無認可共同作業所が甚大な被害を

うけたにもかかわらず、国の補助や支援がなされないことから、現地に入っでの支援活動、全国的な募金活動を組織をあげてとりくんできた。東日本大震災でも、日本障害フォーラムを通じて、現地に入っ、長期にわたる支援活動を継続してきている。今回の能登半島地震に際し

でも、地元のきょうざれん福井支部、AARJapanと連携し、発災直後から被害状況の確認、救援物資の配送などで現地に入って支援活動を開始し、昨年のゴールデンウィーク明けからは、日本障害フォーラムの一翼として、輪島市に支援センターを開設し、1週間で1単位とし、5〜6名からなる支援チームを組織して支援活動が続いている。

こうした支援活動の中で見えてきた課題を、①災害関連死をなくすには、②福祉避難所、個別避難行動の実効性、③長期にわたる被災地での生活支援の三点から言及したい。

災害関連死をなくす

能登半島地震から丸一年が経った。体育館等での避難生活は過酷で、昨年12月16日現在で、災害関連死と認定された方が241人となり、震災により直接亡くなった222人を越え、今後さらに増える

ことが予想されている。災害関連死は、地震では助かった命が直後の避難所の生活環境が劣悪でかつ長期にわたったことから生じている。

日本での災害関連死は、30年前の阪神・淡路大震災で約900人もあり、東日本大震災でも約3800人、熊本地震、能登半島地震では直接死を上回っている。

災害時の避難所において、命と安全が守られ、そして、尊厳ある生活が保障されることが大きな課題となっている。災害関連死のうち、発災時に障害者手帳をもっていた人の割合は東日本大震災で21%、熊本地震では28%にも及んでいる。

石破首相は、重点政策課題の一つに治安・防災対策を掲げ、「災害関連死を防ぐためにも、避難所の生活環境を改善し、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準を、発災後早急に満たすことができるよう、事前防災を進めていくことを表明したが、今度

こそ迅速かつ実効性のある施策を強く期待したい。

スフィア基準とは 改善遅れる日本

スフィア基準とは、国際赤十字が1994年のルワンダ避難民キャンプで8万人以上が死亡した教訓から2000年に難民等の避難生活における人道支援の必須基準及び最低基準を定めたもので、災害時の避難生活の国際的な基準となり、昨年4月の台北地震では翌日には避難所の体育館に整然と災害テントが並び、駐車場ではキッチンカーによる温かい食事の提供がなされていた。

一方で、能登半島地震では、被災者が真冬の体育館にプライバシーの配慮もない雑魚寝

状態で、トイレの確保にも大きな問題を残した。

国がこのスフィア基準に基づき防災施策の強化を打ち出したことは評価したいが、これまで度重なる地震災害を経験している日本でなぜ改善されないのか、強い憤りをもたざるを得ない。また、スフィア基準は、避難所での1人あたりのスペースは3.5坪、トイレの数は20人に1つ、男女比は1:3、水は1人あたり1日15リットル、栄養は1日2100カロリー以上などとしているが、量の確保以上に、ニーズに合った支援、必要なときに必要な人道支援が受けられるといった「支援の質」を求めていることを確認しておきたい。

福祉避難所、個別避難行動をめぐる 災害対策基本法改正と自治体の動向

今回の能登半島地震でも、障害のある人や高齢者のなか

には避難所へは避難せず、自宅や親類、車中泊をしたり、

避難所には居られず、1:5次避難を余儀なくされたケースが相次ぎ、福祉避難所も大半が開設できず、機能しなかった。

こうした事態を受け、国は災害対策基本法の改正を順次行ってきた。阪神・淡路大震災を受けて「福祉避難所の制度化」（1997年）、東日本大震災後には、「避難行動要支援者名簿の作成の義務化」（2013年）、2016年の熊本地震後には、「個別避難計画の作成の努力義務化」「福祉避難所への直接避難」の制度改正を打ち出した。（2021年）

現在、おおむね5年をめどに市町村に、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成及び福祉避難所への直接避難への検討を求め、年度ごとに取組状況を調査している。

自治体計画に関心を

2024年4月の調査結果によると、埼玉県においても、すべての市町村で「避難行動

要支援者名簿」は作成済みだが、「個別避難計画」の作成では半数あまりの自治体が未だ2割以下の進捗状況に止まり、未着手の自治体が8・2%にも及んでいる。

被災地における障害のある人の支援に

「誰一人取り残さない」を現実の姿に

冒頭で紹介したように、「きょうされん」では、発災直後から4月までは、5次にわたる先遣隊を派遣して、当初は、能登半島地域にある事業所の破損状況、利用者、家族の安否確認、事業所の再開に向けての支援活動を行ってきた。

避難生活が長期になり、現在は被災した障害のある人から、倒壊した家屋の片付けはじめ病院や事業所などに行くための移送などを求める声が多く寄せられ、地元の行政や事業所で対応困難な個別支援活動にシフトしている。

このことは、震災以前は福

特に、問題なのは、個別避難計画の策定に関わる関係者は民生委員、自治会関係者が中心で、福祉専門職が加わっていないのは、10市町村のわずか15・9%に止まっている。

社サービスを利用していなかった障害のある人や、震災により生活上や精神的な困難を抱えた人が取り残されており、これらの人たちも含めた長期にわたる専門的な支援が必要なことを物語っている。

このため、日本障害フォーラムの支援活動は2025年3月以降も継続していくことが検討されている。

誰一人取り残さない避難所、避難生活、インクルーシブ防災にむけて何が課題か。

第一は、被災自治体任せとすることなく、国が主導してスフィア基準に基づいて、人権、尊厳を保障する避難生活

のためにTKB（トイレ、キッチン、バス）の質と量をスピーディー（2日以内）に提供できる体制を整えることである。

そのうえで、一人ひとりの避難者の健康、障害などのニーズや配慮すべきことを速やかに把握し、対応していくことが必要である。そのためには、平時において、避難所の開設、準備などについて地元住民と障害当事者などと共に、検討、準備していくことである。

第二は、2021年の災害対策基本法改正で一般の指定避難所への避難が困難な障害のある人などがあることを踏まえ、新たに提起された福祉避難所への直接避難の検討、具体化を実効性のあるものにしていく必要がある。

その際、障害のある当事者、福祉専門職、等も参加して、地域の実情にあわせた検討を行うことであり、議会も含めて自治体関係者の役割が問われている。



国の姿勢や行政の遅れで 被害が広がった能登半島地震

研究所理事（埼玉土建常任中執） 福重晴義

能登半島地震の住宅の被害では全壊が6425棟、半壊2万3892棟、一部破損10万6248棟と約8割の住宅に被害ができました。2018年前後の全国の耐震

化率平均87%に対し、50%前後と住宅の耐震化が進んでいなかったことも被害を広げた一因と言われています。

人的被害では、発災直後の住宅の倒壊やそれに伴う火災での直接死は227人、その後の避難生活等においての精神的・身体的負担によって引き起こされる災害関連死者は24年11月までに235人となり能本地震を上回りました。直接死については「防災行政の遅れや不備」、関連死に關しては「復興行政の不備」であり、防災・復興行政次第で失われずに済んだ命は少なかつたと思います。

避難所でのちぐはぐ、TKB48とは

災害被災者にむけた各国が

目指している指標に「TKB48」があります。これは、「T IIトイレ、K IIキッチン（食事）、B II風呂・シャワー、これを48時間以内に提供する」というものですが、日本はこの点について大きく遅れており、避難所後進国といえます。たとえば、音だけはなんだかよさそうな「プッシュ型支援」ですが、これは全国の自治体や企業に対し、「現地の状況を鑑みて、各自の判断で支援物資を送ってくれ」というもので、能登地震での避難所では「全国から送られてきた過度に大量の水を全国から派遣された自治体や自衛隊の職員（かなりの出張費が発生）がバケツリレー（人力）で避難所の体育館に運んだ拳

句、体育館の床が抜ける：」

「12種類のダンボールベッドが届き混乱が生じる」など、プッシュ型支援ならではの嘘のようなちぐはぐな状況も発生したようです。

避難所先進国のイタリアでは、国や県レベルで大規模な復興備蓄拠点が全国各地に点在し、発災後速やかにTKB48を実施し、1万人が長期間不自由なく過ごせる資材を備蓄しているそうです。

日本では災害対策基本法で「住民の生命・財産を守るの」は「第一義的には市町村とされているため、自治体の規模・財政・体制・姿勢などによって大きく左右されます。とはいえ、国の責任が免罪される法の建つけにはなく、支援計画や避難所計画、そしてしっかりと予算が裏付けされた備蓄の必要性が能登地震をきっかけにあらためて明らかになりました。

土建の仲間が奮闘
応急仮設住宅建築

埼玉土建も構成員になって



11月になっても撤去されない倒壊家屋



仲間が奮闘した応急仮設木造住宅

いる全国木造建設事業協会（全木協）では熊本地震時に500戸を超える応急仮設木造住宅を供給した経験を活かし、1月5日には石川県庁を訪問、8日に石川県と全木協が災害協定を結びました。

当初は1月中着工、2月上旬からの大工工事を目指していましたが、生コンなどの建設資材不足から大工工事の開始は1カ月以上遅れ、3月18

日となりました。さらに、大動脈の「自動車道」が寸断されたことや、輪島市・能登町・珠洲町などの宿泊施設もほぼ壊滅しており、全国から集まった大工職の仲間は片道1時間半以上離れた宿泊地から現場に通ったり、現地にテントを張って従事するなど過酷な労働条件下での作業でした。

全木協として809人、のべ2万8733人工が参加し8月末までに623戸の応急仮設木造住宅を供給、埼玉土建も最長の92日従事した越谷支部の仲間をはじめ、35人の仲間が参加、のべ816人工で復興に協力しました。

しかし、希望者がほぼ入居し終わったのは発生後7カ月以上たった8月となり、仮設住宅建築の資材備蓄や労働力の確保など大きな課題が浮き彫りになりました。

被災者と貴重な懇談

埼玉土建は、仮設住宅建設への派遣と合わせ倒壊危険家

屋からの家具運び出し、9月の豪雨災害では泥のかき出しボランティアにも派遣。6月に私も参加し、被災者と懇談の機会を得ました。

被災者の方は「17年前の能登半島地震の時と、避難所対策は何も変わっていない。東日本大震災や他の災害を経験

能登地震への対応を経て

埼玉土建が埼玉県へ要請

被災地の実情に学び、埼玉土建として県に制度・政策要請を行いました。

現耐震基準での助成に

第一は、現行耐震基準に満たない住宅への2段階補助ができる助成制度の提案です。

住宅の耐震改修補助は県内58市町であります。新耐震基準前（1988年6月）の住宅に新耐震基準同等の耐震等級1.0以上への改修に対し助成するのが基本となっております。一方、接合部の仕様

しても進歩していない」「台湾は1999年の大地震に学び、今年4月の大地震では、速やかに倒壊した建物が撤去され、仮設の住居も素早く建築された。なんで日本はできないのか」と、国や県の対策がまったく進歩していないことに憤っていました。

を明確化した現行耐震基準は2006年6月以降の住宅であり、耐震助成として制度化されている基準はまったく現行基準を満たしていないのです。

日本建築学会が能登で行った約5000棟調査では「現行耐震基準」以降の住宅では半壊以上の被害は2%にとどまりましたが、1981年以降の新耐震基準の住宅でも約5%が全壊、12%が半壊という被害であり、補助基準の新耐震基準では不十分であるこ

とが再確認されました。

そもそも耐震リフォーム助成が始まったのは15年以上前であり、今でも考え方が変わっていないことも問題です。

新耐震基準以前の住宅だけでなく、以降の住宅も現行基準まで引き上げる補助制度にすべきです。

応急資材と労働者の体制確保に県施策を

要請の第2は、復旧・復興に向けた資材の備蓄を県や国の責任で実施すべきということです。

先進海外事例では、公共の責任による資材の備蓄と体制確保、訓練・養成があり、地方団体や企業任せにしていません。日本も国や県の責任で、法律も含めて整備すべきです。

応急仮設住宅の建築に必要な資材の備蓄や建築労働者の確保が欠かせませんが、能登地震では材料や労働者不足で、希望者全員の仮設住宅へ

の入居は8月末までかかりました。

被災して8か月間もプライベート空間の無い避難所暮らしを強いるのは人権侵害と言わざるを得ません。国や県、市町村に素早く住まいを提供する備えが求められます。

埼玉県では「全木協埼玉」と埼玉県で月500棟の木造仮設住宅を供給する災害協定が結ばれていますが、あくまで商品として供給した際に県が対価を支払う協定であり、資材調達や労働者確保は全木協側が責任を負っています。

もし、大地震が埼玉で起きた場合、東京都や近隣各県も同様かそれ以上の被害にあることは想像に難くなく、東日本大震災を超える資材や体制が必要です。その時になっての資材確保では間に合いません。平時における資材の備蓄や労働者の確保が重要です。

しかし、資本主義の世の中で、いつ使うかわからない1000棟を超える仮設住宅資材の備蓄や労働力の確保を

全木協の幹事会社である地元住宅企業に求めるのはあまりにも「酷」です。

だからこそ、埼玉土建では県や国に対し、①必要な資材の確保とストック、②県内の建設労働者に仮設住宅建築の研修と登録、登録者への手当支給を求めました。

①は仮設住宅の想定個数を決定し、必要な資材を県内の建材業者に発注し、県内数か所に分散して備蓄すること。

②は発災時にすばやく従事してもらうため、県内の建設労働者によびかけ、仮設住宅の基本モデルの建築の研修に日当も支払って参加してもらい、名簿の登録とそのため年間数千円程度の手当の支給もする体制を整備することです。この2点の準備で、発災時に速やかに木造仮設住宅建設が開始でき、県民の暮らし・人権を守ることに役立ちます。

県民世論で、「国がやらぬいから」の打開を

以上を11月に実施した埼玉県への要請行動で要望しましたが、「国がやらないから」を理由の「ゼロ」回答でした。国と地方の上下関係発想の典型であり、国を超える県はなく、県を超える市町村もほとんどない、日本の地方自治の現状を見る対応でした。

能登に学び活かす年に

能登半島地震は、あらためて「防災」「復旧」「復興」への体制や考え方を国・自治体そして政治が学ぶべき機会であったと思います。

政治や国は能登の被災者に寄り添う復興へのビジョンを早急に提示し、実行していくことはもちろん、今後、大災害発災時に後手後手の対策にならないような備えや体制を議論する機関を作っていくよう、制度の要請・提案とともに埼玉土建としても国や埼玉県に引き続き訴えていきたいと考えます。

注目の動き (1)

所沢市議会議員

花岡 健太



公民館条例廃止から指定地域共同活動団体を見越し

民主的で平和な国家・社会めざし創られた公民館

学び・交流し・協働する社会教育施設の役割再生へ

2019年6月7日に公布された「第9次地方分権一括法」で、公民館を教育委員会から市長部局への移管が可能となり、市長部局が設置・管理や執行する公民館は「特定公民館」となった。

所沢市においても、2024年9月定例議会において公民館の根拠条例を削除し、新しく「まちづくりセンター設置条例」が提出され、賛成多数で採択された。

本条例の概要には……「所沢市まちづくりセンターについて、より一層、公民館事業を通じた地域の課題解決や市民の自主的なまちづくり活動を支援する施設とするため、現行の条例を廃止し、新たな条例を定めるものである。あわせて、関係条例の一部改正を行うものである」とある。

共産党市議団は「拙速な

条例の制定も修正も行うべきではない」と判断し委員会において「継続審査」を主張した。

公民館の市長部局への移管は公民館から社会教育施設としての中立性を奪い、行政主導の「地域課題の解決」の為の施設へと変貌させられてしまう可能性がある。

4つの問題点を指摘

「市民文教委員会」や12月定例議会での一般質問において明らかになった問題点は、①条例は特定公民館としての役割さえも不十分。②「所沢市まちづくりセンター設置条例」の議会への提出に際し、教育委員会における協議が不十分である。③利用者の政治的活動又は宗教的活動を制限する7条2項が追加された。④参考にしたとする「横須賀市コミュニティセンター条例」

は特定公民館の条例ではない点である。

詳しく述べると、前記①は、2018年の中央教育審議会答申に「①政治的中立性の確保、②住民の意向の反映、③社会教育施設としての専門性の確保、④社会教育と学校教育の連携等」があげられている。

本特例を設けるにあたっては、教育委員会の関与など一定の担保措置を講じる必要があると指摘されている。

しかし、委員会審議のなかで、条例上で教育委員会の関与が担保されていない事が明らかになった。

②は、「所沢市まちづくりセンター設置条例」の議会への提出に際して、教育委員会における協議が不十分なことである。

9月定例議会に提出された「まちづくりセンター設置条例」が提出前に教育委

員会会議で確認されていない
かった。

その後、9月27日の教育
委員会会議で初めて確認さ
れたが「質疑なし」で終わっ
てしまったことである。

③は、「まちづくりセン
ター」7条2項の問題点で
あるが、新しい条例におい
て市長が施設の使用を許可
しない行為として「政治的
活動又は宗教的活動に使用
するおそれがあるとき」が
追加された。

2019年5月30日の、
参議院内閣委員会における
法案審議では、「地域の自主
性及び自立性を高めるため
の改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法
律案に対する附帯決議」が
付され、「公民館の運営にお
いて、特定の政党に特に有
利又は不利な条件で利用さ
せることや、特定の政党に
偏って利用させるようなこ
とは許されないが、公民館

を政党又は政治家に利用さ
せることを一般的に禁止す
るものではないことを、首
長部局にも周知すること。」
とされた。

また、文部科学省総合教
育政策局地域学習推進課の
通知「社会教育法第23条第
1項の解釈の周知について
(依頼)」にも同様の周知を
求める通知が発出されてい
る。それらを市が知らない
はずはない。

政治的中立性の趣旨を勘
違いしている自治体は多い
が、本来、政治的中立性の
担保は「公民館」に求めら
れている事であり、利用者
を制限するものではない。

④は、「まちづくりセン
ター条例」制定のプロセス
の問題点である。
所沢市の公民館が特定公
民館になる根拠として「所
沢市教育に関する事務の職
務権限の特例に関する条
例」の一部改正も必要とさ

れ、その参考として横須賀
市の特例条例が示されたが、
実は、その条例に「公民館」
は含まれていなかった。
そして、第9次地方分権
一括法の公布以前に横須賀

市では公民館の根拠条例を
廃止していた事も明らかに
なり、条例改正のプロセス
さえ杜撰であることが明ら
かになった。

公民館が「地域の課題解決」理由に「指 定地域共同活動団体」専用化を危惧

2024年6月に地方自
治法の一部改正が行われ、
「指定地域共同活動団体制
度」が創設された。

地域的な共同活動を行う
自治会、町内会、その連合
体、地域運営組織、特定非
営利活動法人(NPO)や
企業など「地域の多様な主
体」を想定し、市町村が指
定して必要な支援を行える
とされている。例えば、随
意契約で事務を委託したり
行政財産を貸し付けたりす
ることができる。

新たな指定管理者制度と
もとれる内容だが、指定団
体として申請したNPOや
自治会、町内会は行政から
の支援や特例措置を受ける
ために、行政が考える「地
域の課題解決」を達成する
ための下請け団体へと変質
させられる危険性がある。
私が最も危惧しているのが
「指定地域共同活動団体制
度」に社会教育施設である
「公民館」が貸し出されてし
まう懸念である。
所沢市の新しい「まちづ
くりセンター条例」には「地
域の課題解決」を目的とし
た施設である事が明記され
ている。

公民館は市民の学習権を保障し「自分たちの課題は自分たちで考える」住民自治を育てる場所のほずである。

公民館の創設者と言われている寺中作雄氏は「公民館は社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の目的を総合して成立する地域の中核機関である」と論じている。行政主導の「地域の課題解決」を目的とした施設への変貌は公民館の矮小化といえる。

教育基本法第1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、戦前・戦中の教育体制への反省が色濃く表されている。公民館の「行政主導」「上意下達」の機関への変貌に危機感を感じざるを得ない。



よりの話 研究・運動にお役立ち

あなたが知りたいテーマで検索を

お話1

自治体問題研究所（全国研）のホームページ（HP）には研究所会員と「住民と自治」読者のために毎号から重要論文3作を選定した論文検索機能があるのをご存じでしたか。

実は、惜しいことにHPなので誰でも検索できてしまいますが、会員・読者サービスとして用意されました。

検索の仕方（ネット画面で）自治体問題研究所 ⇒ 公式サイト ⇒ 「論文・記事」⇒ 「Google 提供」に探したい情報を入れる……でOK

☞ 例えば「巨大開発」で、【論文】「さいたま市大宮駅周辺で急速に進む巨大再開発」（渡辺繁博事務局長）や【論文】「東京一極集中から持続可能な都市づくりへ」（岩見良太郎・埼大名誉教授）の過去論文が出てきます。

☞ ほかに、運動で指定管理への対応が必要なら、「指定管理」でアクセスすると【論文】「住民訴訟を通じて公務労働の専門性再生と外部化見直しへ」（林敏夫副理事長）や、少々我慢して「1」「2」「3」「4」と進むと【論文】「住民参加の図書館づくり、図書館運営」（山本健慈・和歌山大学名誉教授）などが出てきます。

もちろん、途中にも様々な論文や書籍紹介があります。ただし、書籍紹介は本文には入れないのが残念です（もっとも、それをやっては研究所が破産してしまいます）。会員・読者の皆さんも役立ててください。

お話2

理事会で、毎月の『住民と自治』に掲載された論文・記事の交流をすることが話し合われました。書き手は「会員・読者」。どなたでも参加でき、翌月か翌々月の「そよ風」「月報」に掲載します。文字数は1000字以内。推薦の論文・記事、感じたこと、言いたいこと、何でもOKです。

できればWordで事務局へ info@saitama-jitiken.com fax 048-822-9272

注目の動き (2)

研究所 副理事長
林 敏 夫



2025年は自治体DXの見極めの年

住民主権・地方自治の未来にむけて3つの点検を

20業務標準化・共通化／デジ田交付金の効果／SaaSの行方

自治体DXの柱とされる、市町村の20の基幹業務システム※1を全国で標準化・共通化し、基本的に国のクラウド連携（ガバメントクラウド化）させる作業が、5年の準備期間を経て今年秋から来年3月（2025年度中）に進行します。ただし、一部の自治体では地方税や福祉分野、他で25年度中の移行が困難とされ、国の強引な姿勢による混乱が生じています。

各分野のDX化の進捗状況はどうか？に始まり、現在の制度・事務がどう変わるのか？将来に向けた財政負担は？個人情報保護は？そしてデジタルを担う職員と体制確保は？などが今春から住民、議会、職員にとっても話題になるはずであり、地方自治・住民自治の未来に関わる重要なテーマとなるはずです。ただし、「話題にならない

い・しない」で強行、スルーする可能性もあります。とは言え、市町村の基幹業務のバックヤードの改編ですから、主権者である住民への情報提供と合意形成抜きに進んでしまえば「住民自治の後退」でしかありません。

この間、自治体DXは国主導で進行しており、議会や職員・職員労働組合にとっては、2000年の分権

各自治体策定の「DX計画」に

掲載のない事業も多くあり要注意

県内市町村は2021年度から22年度にかけて総務省の技術的「助言」をもとに「自治体DX推進計画」を策定しています。内容は大半が総務省のひな型通りに、抽象的な項目を掲示しただけです。中には用語解説で計画書の3分の1を占めている市もありました。ところが、「計画」には

改革後の「地方自治」のあり方が問われていることでもあります。

※1 住民基本台帳、戸籍、戸籍附票、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、生活保護、児童手当、児童扶養手当、こども子育て支援、障害者医療・手当、障害者総合支援、介護保険給付・保険料、保健情報（成人、母子、予防、相談）、児童・生徒の学齢簿、就学援助の申請・給付、選挙人名簿、期日前・不在者・当日投票情報等の情報・システム管理……行政の基幹バックヤードの多くが対象

1行も入っていない事業が次々と予算を確保し（デジタル田園都市国家構想交付金）がらみです。以下、デジ田交付金）、デジタル企業からの勧誘もあって、進められています。本来なら議会軽視、住民無視と問題になるはずですが、多くの事業が予算措置だけで事も無げに進められ

ています。

「計画」には「オンライン化」や「オープンデータ」の文字はあっても、デジ田交付金がらみの具体事業は何も書かれていないはずです。

ところが、埼玉だけでも採択件数170事業、56市町村、総額37億170万5千円の事業が行われており、その効果検証や個人情報

保護への配慮策の実態が問われます。

これら事業の震源はどこか。内閣府、デジタル庁、経済産業省に加え内閣官房直接扱いもあり、国民の権利や利便を第一にした事業ではなく、一部のデジタル企業と一体で経済政策・産業政策として進められているのが本質です。

保育アプリ契約は保育士の専門性の後退と個人情報の流失に警戒が必要

他にも「計画」外事業が

あり、SaaS (Software as a Service : サービス) がその一つです。母子保健、保育、教育、介護・健康等々の住民情報をスマホ、PCから住民と行政自らがデジタル企業のアプリで入力することを通じて、当該企業に個人情報と行政情報が提供され、デジタル企業が行政事業の管理・運営に関与

するシステムです。

また、入力された情報はビックデータとしてデジタル企業の所有になり、それを新たなデータ商品として活用できる仕組みです。こんなこと「計画」には皆無のはずです。検証が必要なテーマです。

保育を例にすると、「保護者及び保育士の負担軽減を図る」や「これまでは保

護者と施設間のやり取りが電話や紙に依っており」と、それらを改善して「保護者との円滑なコミュニケーションの促進が期待できる」「保育士、職員の事務負担を軽減できる」などの効果を説明しています。

デジタルは、そもそも便利な「道具」ですから、効果も否定はしませんが、実態はコドモン社などの保育デジタル企業（同業者で「(一社)こどもDX推進協会※2を設立）への業務と情報の丸投げであり、児童・保護者の個人情報保護の説明や行政情報保護の対応は十分なのか疑問です。保育担当課、保育士自身への丁寧な説明もなく、子ども達や保護者の活用範囲を把握していない実態もありました。

県内の関係するデジ田交付金採択市町は、加須、新座、北本、鶴ヶ島、白岡市、三芳、川島町の申請が上記

の趣旨と思われれます。また、川越、富士見市でも給付業務管理を中心にデジ田交付金事業が行われており、他団体への波及を考えれば検証が求められます。

もつとも、コドモン社等の保育SaaS・アプリはすでに20自治体以上で利用されています。子どもの生活の様子、発達状況、性格等に関わる保育要録、指導計画、クラス日誌、個人別日誌等の作成を始めたような様々な保育記録がデータ収集されるシステムです。

データによる保育が行われ、発達支援の記録記入までひな型で行われては、「保育の専門性」はどうなるのでしょうか。子ども一人ひとりと向き合い、専門性を高める保育の後退は想像に難くないと思います。

もう一つ。デジ田交付金には「TYPE・S」という内閣官房が直接に関わる事業があり、その一つ「保

育業務ワンスオンリーの實現」は全国で、上尾市、箕面市（大阪）、北九州市、佐賀市が採択されました。

先進モデル作りです。事業は補助率4分の3、上尾市の交付金が1882万6千円とされていますが、上尾市の「ICT化推進計画」には何も書かれていません。

事業内容は、保育の給付・監査業務をSaaS企業が提供するアプリに保護者、保育園が入力した登降園記録、保育士配置情報、保護者連絡記録、労務管理記録データ等々をもとに行うシステムです。標準化・共通化されれば、全国の公・民保育事業に将来にわたってSaaS企業が関与することになります。

また、こども家庭庁の資料では、入所申請・決定に必要な保育認定、点数計算、施設割振りも行政内部に収集されている住民情報によって行うことも想定されています。

います。

ただし、このシステムが機能するためには住民の収入、家族構成、勤務実態等々の個人情報とマッチングさせる必要があります、それらに向けた実験的事業が行われていることとなります。

懸念されるのは、デジ田交付金の決定に「こどもDX推進協会等の関係者が参加する事業運営検討会を定期的開催すること」の前提条件が付されていることです。事業実態として営利企業が深く関与し、主客転倒のシステムが想定されることです。デジタルを住民に「便利な道具」として活かす見極めの年です。

※2 こどもDX推進協会とは昨年2月に、(株)コードモン、TOPPANエッジ(株)、キッズコネクト(株)、(株)チェンジホールディングス、(株)ミラボ、ユニファ(株)、(株)MJ、(株)藤厚、河野デジタル大臣(当時)、なども出席。デジ田交付金の採択にはコードモンの小池義則氏、推進役にはキッズコネクトの高橋尚和氏などが深く関わっている。

2025地方自治フォーラム・“学ぶ門には福来る”

テーマ “公共性と自治を生かした自治体づくりを学ぶ”

2月24日(月・祝) 埼玉教育会館 午後1時開場 1時15分開会 参加費1500円

●記念講演 保坂展人(世田谷区長)

「自治を生かした自治体政策・自治体運営～世田谷の挑戦と展望」

●特別講義 遠藤哲人(区画整理・再開発対策全国連絡会議事務局長)

「再開発・まちづくりの現状と課題～問われる公共の福祉」

■公共性と自治が機能する本来の自治体へ、スタートの年に！

保坂世田谷区長は、岸本杉並区長や阿部多摩市長、加藤小田原市長、政治学者の中島岳志らとともに「ローカル・イニシアチブ・ネットワーク」の活動を推進しており、地方自治体主導で政治・社会を変える「地域主権主義(ミュニシパリズム)」の国際的潮流の一翼を担っています。日本の政治と社会の変革を公共性と自治の復権によって成し遂げようとするこの流れは、日本の政治状況における一筋の光として、多くの自治体首長、地方議員、市民に希望を与えています。4期目を迎えている保坂世田谷区政は、子ども・子育て施策やコロナ対策、対話の行政など自治体独自の政策を実行、公共性と自治を生かした数々の実績を挙げ中島東工大教授が「保坂さんの政権なら私も乗れる」と行政手腕を高く評価しています。

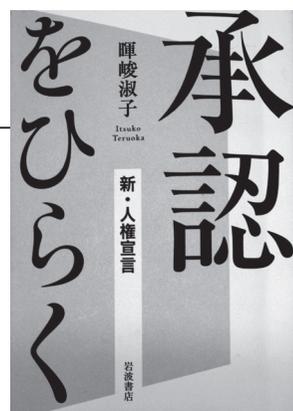
■「公共の福祉」をまちづくりの基本理念に！

特別講義は、区画整理・再開発の理論と事例でだれよりも詳しい遠藤哲人事務局長に、企業の利潤を極大化するための再開発・都市改造の実例と対抗する政策や運動について講義していただきます。“学ぶ門には福来る”新春から学びの力で元気よくスタートしましょう。

おすすめの一冊

「承認をひらく～新人権宣言」 (暉峻淑子著・岩波書店)

渡辺繁博 (事務局長)



いつも興味深い本や情報を持ってきてくれる芳野政明理事が「いやー、この本はすごいよ」と言ってカバンから出したのが暉峻淑子著「承認をひらく～新人権宣言」でした。読み始めると一瞬にして引き込まれました。

■「豊かさとは何か 1989年」「対話する社会へ 2017年」から「承認をひらく」へ

バブルの絶頂期、「敗戦から立ち上がった私たちが目指した社会は、こんな目を血走らせて金を追い、浪費する社会だったのか」という問いから「豊かさとは何か」を書いた暉峻。

また、デジタル技術の発達が対話を無用にし、他方では、効率性が対話を放逐していく状況の中で「一方的な指示、命令、伝達、マニュアルのみ……、ナマの人間同士が対話の中でこそ伝え合えることが、日常から消えてきた」ことに恐ろしさを感じて書いたのが「対話する社会へ」でした。暉峻はこの中で、「戦争の反対語は平和ではなく対話なのです」と対話の持つ深い意味を語っています。

そして、「承認をひらく」は、「社会人である人間は自分一人では自分を知ることができないので、他者という鏡に自分を映し、他者からの反応で自分を知ります。他者から承認されることで自己肯定感を持ち、アイデンティティを確立し」ていく。社会的動物である人間が社会に参加できず、事実上の排除が広がっていることの危機感、社会参加の機会を与えられず、他者から承認されず、相互承認

のない競争社会でもまれている結果、自己肯定感さえ持たず、アイデンティティの確立、自己実現をあきらめ、社会参加の意欲も失ってしまう人を生み出しているのではないか、それが民主主義の土台を自己侵食しているのではないか、という問題意識で書かれています。

■社会が壊れてきているという感覚の根源は？

この本の「おわりに」で暉峻は語る。「民主主義には民主主義社会にふさわしい人間相互の関係性というものがあるはず。その関係性を、自立や自己決定権や自己責任という立派な言葉で解決できているのが私たちの社会なのだと思います」その結果が、「承認されなかった末の犯罪、引きこもりや自死を生み出しているのではないか」、「自己責任は…自己の中に原因も結果もが閉じ込められている閉じた社会ですが、承認の本質は相互承認にあり、相互承認は社会参加の出発点となり、連帯して社会をよりよく変えていく民主主義の力になります。相互承認を通じた豊かな関係性を作り出すこと、社会参加による公正で真実にもとづいた社会的承認基準が機能することが重要なのです」と。

■2025年を希望の年にするためにも一読を！

今年96歳になる暉峻先生のこれまでの集大成のような本だと思います。2025年を希望の年のスタートにするために、一読をすすめます。